

公共工事における総合評価方式の改善方策に関する調査

国土交通省国土技術政策総合研究所
国土交通省国土技術政策総合研究所
(株)建設技術研究所
(財)国土技術研究センター

塚原隆夫*1
笛田俊治*1
毛利淳二*2
伊藤信次*3

By Takao TSUKAHARA, Toshiharu FUETA, Junji MOURI, Shinji ITO

公共工事における総合評価方式を実施していく上で生じる課題について、解決に向けた検討を行うために、発注者・受注者双方に対し、総合評価方式の実施に関するアンケート調査及びヒアリング調査を行うとともに、これらの調査結果を踏まえ、総合評価方式の改善方策について検討を行った。

あわせて、過度な技術提案（オーバースペック）についての課題とその対応策についても検討を行った。

【キーワード】 総合評価方式、公共工事、入札・契約制度、実態調査、オーバースペック

1. はじめに

国土交通省においては、平成17年4月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行以降、競争参加者に技術提案等を求め、これらと価格を総合的に考慮して落札者を決定する総合評価方式の適用拡大を図り、平成20年度からは原則実施に至っている。

しかしながら、公共工事の発注の現場においては、「発注者・応札者双方にとって、手続きにかかる事務負担が大きくなっているのではないか」「応札者に対して評価結果を適切に情報公開できているか」等の声が上がっており、これら課題等に対する早急な解決が求められている。そこで、意見等を収集・分析し、課題解決に向けた検討を実施するため、平成20年10月から11月にかけて、発注者・受注者双方に、総合評価方式の実施に関する課題や改善方策、またその普及方策等について幅広くアンケート調査を実施した。

また、アンケート調査より明らかとなった総合評価方式の実施に対して、具体的な問題意識を持っている発注者及び受注者を対象にヒアリング調査を実

施するとともに、総合評価方式の改善方策について検討を行った。

あわせて、建設業者団体から指摘されている過度な技術提案（オーバースペック）についての課題とその対応策についても検討を行った。

本稿においては、上記アンケート調査及びヒアリング調査の結果とこれらを踏まえた改善方策の検討について、主な内容を述べる。

2. アンケート調査の主な概要

(1) 対象者と調査内容

対象者と回答状況は表1のとおりである。国土交通省に関係する工事の発注者として国土交通省地方整備局等及び地方公共団体（都道府県、市町村）を、受注者として国土交通省直轄工事を受注する機会のある建設会社のうち、主に全国的に事業を営営するものと主に地域的に事業を営営するものをそれぞれ対象者とした。なお、上記建設会社に対するアンケートは、その会社が加盟する建設業者団体を通じて行った。また、アンケートの主な調査内容は、表2に示すとおり、総合評価方式の実施における

*1 総合技術政策研究センター建設マネジメント技術研究室 029-864-7471

*2 東京本社マネジメント技術部（前 国土交通省国土技術政策総合研究所建設マネジメント技術研究室）

*3 前 研究第二部（現 （株）大林組東京本社土木本部営業推進部）

表－1 アンケート対象数と回答状況

区分		対象数	回答数	回収率
国土交通省地方整備局等		10	10 ^{注1)}	100.0%
地方公共団体	都道府県	47	44 ^{注2)}	93.8%
	政令市	17	16 ^{注2)}	94.4%
	市町村	1,799	1,471	81.8%
建設会社	(社)全国建設業協会加盟企業	282	229	81.2%
	(社)日本土木工業協会加盟企業	126	72	57.1%

注1)10地方整備局等の他に、工事発注を行っている事務所245から230の回答があった。

2)この他に複数回答した地方公共団体が2あった。

3)以下の分析については、国土交通省の回答総数に事務所からの回答数を含めた。

また、地方公共団体の回答総数には複数回答数を含めた。

表－2 アンケート調査項目

1. 総合評価方式の導入効果・問題認識	① 総合評価方式の導入効果
	② 導入に対する問題認識
2. 地方公共団体における総合評価方式の導入状況等について(発注者(地方公共団体)のみ)	① 総合評価方式の導入状況
	② 地方公共団体における総合評価方式の普及促進について
3. 建設会社から見た総合評価方式に対する課題等について(受注者のみ)	① 評価すべき項目、評価の対象とすべきでない項目
	② 評価項目の設定
	③ 評価項目・評価基準として良かった事例/悪かった事例
	④ その他の課題
	⑤ 建設会社におけるタイプ [※] 別負担額

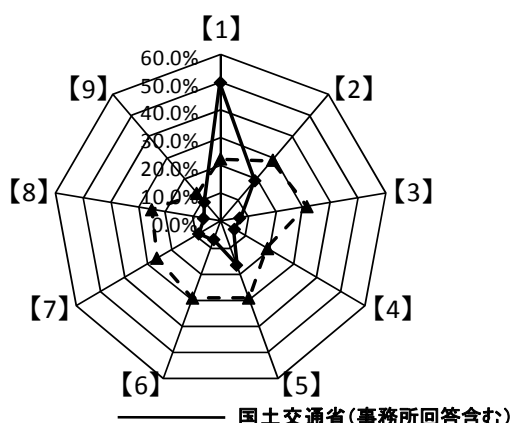
※ 国土交通省における総合評価方式のタイプは以下のとおりである。

簡易型: 技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用するタイプ。

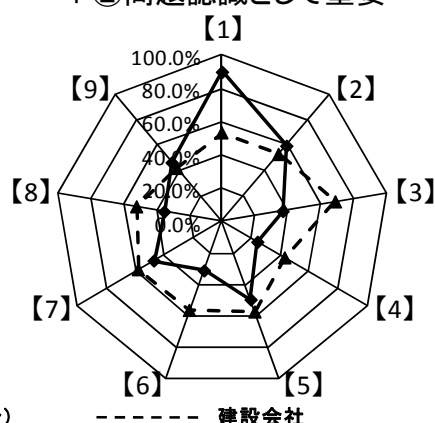
標準型: 技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準案に対し、特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求め、工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するタイプ。

高度技術提案型: 技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、特定の課題について構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するタイプ。

①問題認識として特に重要



①問題認識として特に重要
+②問題認識として重要



- 【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項
- 【2】技術提案の審査に係る事項
- 【3】評価結果の公表に係る事項
- 【4】技術提案の作成費用に係る事項
- 【5】施工体制確認型に係る事項

- 【6】技術提案と予定価格に係る事項
- 【7】地元企業の活用に係る事項
- 【8】受注機会の確保に係る事項
- 【9】技術提案に対する監督・検査に係る事項

図－1 総合評価方式の実施に対する問題意識

表－3 具体的な問題意識

回答者	事項	具体的な問題意識	回答率	備考
国土交通省	【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項	入札・契約手続きに時間がかかりすぎる	67.2%	回答数： 122件
		入札・契約手続きに関する事務負担が大きい	65.6%	
	【2】技術提案の審査・評価に係る事項	評価結果にばらつきが生じる	45.7%	回答数： 140件
適切な評価項目選定に苦慮する		27.9%		
建設会社	【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項	入札・契約手続きに時間がかかりすぎる	47.1%	回答数： 68件
		入札・契約手続きに関する事務負担が大きい	26.5%	
	【2】技術提案の審査・評価に係る事項	評価結果にばらつきが生じる	41.8%	回答数： 261件
		要求事項が漠然としている	17.2%	
	【3】評価結果の公表に係る事項	評価結果を具体的に公表(個別通知)して欲しい	64.9%	回答数： 94件
		採点内容表を全面公開すべき	12.8%	
	【4】技術提案の作成費用に関する事項	すべてのタイプ ^{※注} で費用負担が発生している	58.6%	回答数： 58件
		提案資料作成の費用を回収する方法がない	34.5%	
	【5】施工体制確認型に係る事項	低入札でも落札できる場合がある	39.8%	回答数： 88件
		ペナルティが甘い・ない(強化すべき)	37.5%	
【6】技術提案と予定価格に係る事項	技術提案内容が予定価格に反映されない	70.5%	回答数： 88件	
	必要な金額を提案しても設計変更対象とならない	18.2%		
【7】地元企業の活用に係る事項	さらなる地元重視(評価)が必要	40.5%	回答数： 79件	
	県外業者参入による地元企業の受注低下が発生	20.3%		
【8】受注機会の確保に係る事項	受注機会が特定の企業に偏っている	42.7%	回答数： 75件	
	配置予定技術者の同種経験を条件とすると新規参入が困難	17.3%		

※図－1において、「問題認識として特に重要」と回答した事項のうち、回答率が2割を超えているものについて、その具体的な問題意識の上位2つを示す。

※複数回答がある。

表－4 具体的な改善方策を検討する課題

事項	課題
①手続きに伴う時間・事務負担	「時間がかかりすぎる【発注者・受注者】」、「事務負担が大きい【発注者】」
②技術提案の審査・評価	「評価結果にばらつきが生じる【発注者・受注者】」
③評価結果の公表	「評価結果を具体的に公表(個別通知)して欲しい【受注者】」
④技術提案の作成費用	「すべてのタイプで費用負担が発生している【受注者】」
⑤技術提案と予定価格	「技術提案内容が予定価格に反映されない【受注者】」
⑥地元企業の活用	「さらなる地元重視(評価)が必要【受注者】」
⑦受注機会の確保	「受注機会が特定の企業に偏っている【受注者】」

※表－3において、具体的な問題意識として40%以上を占める意見について記載。

(【 】内はその意見を回答した者)

効果、問題意識、評価項目、評価基準等に関するものである。

(2) アンケート結果（総合評価方式の実施に対する問題意識）

現行の総合評価方式の改善方策を検討するため、ここでは、表－2に示すアンケート調査内容のうち、発注者（国土交通省）と受注者（建設会社）における総合評価方式の実施に対する問題意識を中心に示す。

総合評価方式の実施に対する問題認識を5段階

（①問題認識として特に重要、②問題認識として重要、③重要でないが問題認識としてある、④問題認識としていない、⑤分からない）で回答された結果を図－1に示す。また、「①問題認識として特に重要」と回答した事項のうち、回答率が2割を超えているものについて、その具体的な問題意識として回答された結果（上位2つ）を表－3に示す。

国土交通省の回答において、「①問題認識として特に重要」として回答率が高い項目は、「手続きに伴う時間・事務負担に係る事項」「技術提案の審査

表－5 課題に対するヒアリング結果

課題	国土交通省	A建設業者団体加盟企業	B建設業者団体加盟企業
①手続きに伴う時間・事務負担	時間がかなりすぎる	○ 現行の手続期間は適切な技術力評価を行うために必要であり、短縮する必要はない(標準型・高度技術提案型)。 ○ 早期の辞退を促すため、入札前に技術評価点(評価ランク)を公表(特に高度技術提案型)。	○ 現行の手続期間は適切な技術力評価を行うために必要であり、短縮する必要はない(簡易型・標準型)。 ○ 施工計画に差が生じないものについて、簡易な施工計画を求めない総合評価方式を活用。
	事務負担が大きい	○ 技術提案の課題数・項目数に適切な上限を設定(整備局等の中には総計30～60項目の提案が可能な例がある)。 ○ 技術提案書の枚数・文字数に上限を設定(整備局等の中にはA4:50枚以上の提出が可能な例がある)。	○ 公告文における施工場所等について、地番まで含めた詳細な条件の明示(簡易型)。 ○ 公告段階で詳細な工事数量を記載した見積資料の閲覧または提供(簡易型)。 ○ 簡易な施工計画で求める課題数・文字数を限定(1課題、300字程度)(簡易型)。
	配置予定技術者が長時間拘束される	—	○ 配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、低入札価格調査となった時点で辞退する手続を構築。 ⇒ 会計法上は入札後の辞退は不可。
②技術提案の審査・評価	○ 事務所間の評価結果のバラツキを小さくするため、整備局等が設置した総合評価審査小委員会で評価方法の方向性を提示。 ○ 過去の評価結果のデータベース化及びその活用。	○ 評価結果のばらつきは発注者が工事特性に応じて判断した結果と認識。 ○ 発注者の意図を的確に把握するため、現場説明会等の機会を活用。	—
③評価結果の公表	○ 知的財産保護の観点から、技術提案書の内容は非公開。 ○ 技術提案が形骸化してしまう恐れがあることから、技術提案内容とその結果の公表には慎重。 ○ 一部の整備局等では、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否を通知。	○ 一部の整備局等のように、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否通知を要望(入札前辞退の判断にも活用)。	○ 一部の整備局等のように、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否通知を要望。
⑤技術提案の作成費用	費用負担	—	○ 受発注者間の情報共有のため現場説明会のような機能の復活。 ○ 配置予定技術者ヒアリングの電話での実施。
⑦地元企業の活用	さらなる地元重視(評価)が必要	○ Bランク以上の工事については、地元企業の下請としての活用を評価項目に追加。 ○ 説明責任の観点から、適切な地域重視の評価項目を設定。	○ 当該工事への地元企業の活用方法を技術提案にて評価。 ○ 各々の地域特性を踏まえ、慎重に地域要件を設定。 ○ 地域貢献度にて防災活動や地産品の活用を評価(更なる評価は不要)。
⑧受注機会の確保	受注機会が特定の企業に偏っている	—	○ 同日発注案件について、1本目を取った企業は2本目の入札に参加できない措置。 ○ 受注機会の確保の観点から、手持ち工事を適切に評価。 ⇒ 過度な評価は技術競争を阻害。

に係る事項」で、それぞれ5割程度、2割程度の回答率となっており、「②問題認識として重要」も含めると、それぞれ9割程度、6割程度の回答率となっている。なお、それらの項目における具体的な問題意識としては、「手続きに伴う時間・事務負担に係る事項」については、「入札・契約手続きに時間がかかりすぎる」「入札・契約手続きに関する事務負担が大きい」、「技術提案の審査に係る事項」については、「評価結果にばらつきが生じる」というものが割合として大きかった。

一方、建設会社の回答においては、ほとんどの項目で、「①問題認識として特に重要」の回答率が2～3割であり、「②問題認識として重要」も含めると5～7割程度の回答率となっている。なお、それらの項目における具体的な問題意識は、「入札・手

続きに時間がかかりすぎる」「評価結果にばらつきが生じる」「評価結果を具体的に公表(個別通知)してほしい」「技術提案の作成費用の負担が発生している」「技術提案内容が予定価格に反映されない」「さらなる地元重視(評価)が必要」「受注者が特定の企業に偏っている」というものが割合として大きかった。

(3) 具体的な改善方策を検討する課題

表－3で示した総合評価方式の実施に対する具体的な問題意識においては、特に「手続きに伴う時間・事務負担」については発注者側で、「評価結果の公表」、「技術提案の作成費用」、「技術提案と予定価格」、「地元企業の活用」、「受注機会の確保」については受注者側で高い問題意識を持っている結果となっている。具体的な問題意識として特に

高いものを抽出し、具体的な改善方策を検討する課題を整理すると、表－4に示すとおりと考えられる。

表－4の具体的な問題意識については、改善方策を検討する上では、受発注者から、より詳細な課題の内容を明らかにするため、3. で挙げるヒアリング調査を実施する必要がある。

3. ヒアリング調査

2. で述べたとおり、表－4で示した具体的な改善方策を検討する課題について、具体的な問題意識を持っている発注者及び受注者を対象にヒアリング調査を実施した。ヒアリングの対象は、アンケートの回答状況や建設業者団体への照会等により選定した。それぞれの課題に対するヒアリング結果の主要なものを表－5に示す。

各課題におけるヒアリング結果の主な傾向は、以下のとおりである。

(1) 手続きに伴う時間・事務負担について

a) 「時間がかかりすぎる」ことに対して

国土交通省の一部の地方整備局において、技術的な難易度の低い案件について、簡易な施工計画を求めない方式を導入することにより、入札公告から落札者決定までの期間を短縮している事例があり、建設会社からは同様の取組みを全国的に実施することを望む意見が多数あった。

b) 「配置予定技術者が長時間拘束される」ことに対して

低入札価格調査の対象となった場合における、入札後の配置予定技術者の拘束期間の短縮を求める意見が多数あった。(ただし、会計法上、入札後の辞退はできない。)

(2) 評価結果の公表について(「評価結果を具体的に公表(個別通知)して欲しい」に対して)

発注者側においては、企業の知的財産の保護の観点や、技術提案の模倣事例の増加により技術提案自体が形骸化する恐れがあることから、技術提案内容やその評価結果を公表することに対して慎重な姿勢が伺えた。

一方、国土交通省の一部の地方整備局において、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案を行った企業に対し、当該企業の提案についての採否を通知している事例があり、建設会社からは同様の取組み

を全国的に実施することを望む意見が多数あった。なお、建設会社からこのことを望む理由として、自社の技術力向上のほかに、上記(1)b)で述べた入札後の配置予定技術者の拘束を回避するため、入札前に辞退するかどうかを判断することへも活用できるとの期待も寄せられた。

(3) 技術提案の作成費用について(「費用負担の軽減」に対して)

建設会社からは、現地で閲覧されている設計図面等について、書き写しや写真により記録しているため、時間的・費用的な負担となっていることから、当該図面等の電子データによる配布を望む意見が多数あった。

(4) 地元企業の活用について(「さらなる地元重視(評価)が必要」に対して)

建設会社からは、「地元企業の活用方法等を技術提案にて評価する」という地元企業を積極的に評価すべき意見や、「地域特性を踏まえ、地域要件を慎重に設定する」「防災活動や地産品の活用程度の評価で十分」という中立的意見、「地元企業の育成活用を総合評価方式で扱うことは困難」という地元企業の積極的活用を慎重な意見のように、建設業者団体の中で相反する意見が出る結果となった。

(5) 受注機会の確保について(「受注機会が特定の企業に偏っている」に対して)

建設会社からは、「同時期に入札を行う複数の工事では、入札案件ごとに求める技術提案のテーマを変更」「受注機会の確保の観点から、手持ち工事量を適切に評価」等の受注機会の均等化を求める意見や、「技術競争の結果であり、特定の企業に偏るのは当然」「過度な評価は技術競争を阻害する」という受注機会の確保に慎重な意見のように、建設業者団体の中で相反する意見が出る結果となった。

(6) 考察

上記(1)a)で挙げた課題における意見より、受発注者双方に時間短縮や負担軽減のメリットがあること、発注者側で事例があり実行可能性が高いことと考えられることから、(1)a)で挙げた一部の地方整備局において実施している時間短縮・事務負担軽減に資する事例については、全国的に実施されることが望ましいものと考えられる。

上記(1)b)及び(2)で挙げた課題における意見より、

表-6 オーバースペックに対する建設業者団体の問題意識と課題

事例	技術提案の設定状況	建設業者団体からの指摘事項	課題
【事例1】 トンネル掘削余掘量の低減対策	<p>【評価項目】 トンネル掘削余掘量の低減対策(トンネル掘削において、膨張性地山区間を除く区間の掘削余掘量の低減量を評価する。)</p> <p>【評価方法】 トンネル掘削余掘量の低減対策について、トンネル掘削の際の余掘量の自主管理値20 cm以下の提案値を評価し、提案された自主管理値の最上位者に加算点10点、20 cmを超える提案者を除く最下位者を1点とし、中間者には提案値に応じて按分した加算点(少数2位切捨)を与える。</p>	<p>○ トンネル掘削余掘量は地質条件、地山特性に大きく影響を受けることから、入札時点で地質情報のみで、余掘量の提案を求めることは、請負者のリスクが大きい。</p> <p>○ トンネル掘削余掘量の基準仕様を上回る提案を求めるのであれば、積算基準を見直した上で、予定価格を積算すべき。</p> <p>○ 余掘りの定義および余掘量の測定方法、測定時期を明記せずに数値提案のみで順位づけ(加算点評価)しているが、余掘量を低減させる技術・施工方法・管理方法について評価することが望ましい。</p>	<p>【事例1-①】 掘削土の一部に重金属を含む不確実性に対し請負者のリスク負担が大きく、地質条件に変更があった場合には協議対象となる事項を、技術提案課題として設定することが良いかどうか。</p> <p>【事例1-②】 地質条件等の条件変更に伴う変更協議の対象の旨が、明確に伝わっていなかったのではないかと。</p> <p>【事例1-③】 掘削余掘量の数値提案だけではなく、余掘量を低減させる施工方法等の技術提案を求める必要があるのではないかと。</p>
【事例2】 舗装の性能指標(平たん性)	<p>【評価項目】 舗装の性能指標(平たん性)</p> <p>【評価方法】 提案は0.1 mm単位とし、$\sigma=1.3$ mm未満の提案をVE提案とする。入札参加予定者のうち、提案値が0.8 mm以下を30点、標準案1.3 mmに0点を与え、他の者には提案値に応じて按分した評価点数を与える。なお、評価点数は、小数第4位を切り捨て第3位止めとする。但し、上記の提案に対する施工計画が、1つ以上不適切な場合は不採用とし、標準案での参加とする。</p>	<p>○ 舗装の性能指標で予め発注者から数値と点数が公開されており、この数値内に収まらなければ標準案として評価が0点となる。当然他社より高得点を目指さなければならないため最高数値を採用しがちであり、その数値実現のため施工計画・施工体制に大幅な過剰原価が生じる。</p> <p>○ $\sigma=1.3$ mmという数値を実現するには、三次元マシンコントロールやGPS機器を導入し、これに対応した舗設機械による施工が必要。</p> <p>○ コストを転嫁できないため請負者に過剰な負担を強いるオーバースペックでは。</p>	<p>【事例2-①】 標準値(要求要件)である$\sigma=1.3$ mmは将来、管理者となる機関の規格値であり標準値として妥当(参考:一般的な直轄工事では標準値$\sigma=2.0\sim 2.4$ mm)と考えられるが、管理者となる機関の積算基準等を反映する等、予定価格に反映する必要があるのではないかと。</p> <p>【事例2-②】 数値提案の上限値$\sigma=0.8$ mmにより過剰な技術提案となることが懸念され、上限値として設定する場合にはその設定根拠等を明示すべきではないかと。</p>
【事例3】 濁水抑制対策	<p>【評価項目】 ①濁水抑制対策(水素イオン濃度(pH)) ②濁水抑制対策(浮遊物質(SS))</p> <p>【評価方法】 ①放流する直前の水素イオン濃度(pH)の範囲の差(範囲の差とは、提案する水素イオン濃度の(上限値)-(下限値)をいう。0.1単位。以下「pH提案値」)の縮小を評価する。〔以下略〕 ②放流する直前の浮遊物質(SS)(1mg/ℓ単位。以下「SS提案値」)の許容限度90mg/ℓに対する改善を評価する。SS提案値が要求要件(90mg/ℓ)未満の者には加算点を与える。SS提案値が5mg/ℓ以下のも全てに加算点7.5点を与える。SS提案値が5mg/ℓを超えるものについては、$[(90 - (SS提案値)) / (90 - 5)] \times 7.5$点を乗じた点数を与える。単位は0.1点(小数第2位以下切り捨て)とする。</p>	<p>○ 水素イオン濃度(pH): 放流する直前の水素イオン濃度の範囲の差。0.1単位で最小を評価する。→ 放流基準以内であればよいのではないかと。</p> <p>○ 浮遊物質(SS): SS提案値が5mg/ℓ以下のもの全てに加算点7.5点を与える。→ 要求要件は90mg/ℓ以下であり、5mg/ℓ以下まで除去する技術提案の加算理由が不明である。</p>	<p>【事例3-①】 評価項目として「水素イオン濃度(pH)の範囲の差」の数値提案を求めることが適していたかどうか。</p> <p>【事例3-②】 数値提案の上限値(SSの上限値5mg/ℓ)により過剰な技術提案となることが懸念され、上限値として設定する場合にはその設定根拠等を明示すべきではないかと。</p>
【事例4】 トンネル掘削工法の施工計画	<p>【評価項目】 トンネル掘削工法の施工計画(騒音、振動対策に配慮した掘削工法(防音屏を含む)の工夫)</p> <p>【評価方法】 評価点は5段階で評価:11点</p>	<p>○ 特に騒音振動対策などは、提案がサービス合戦になりやすく、例えば防音屏を強化すれば一重で機能を果たすにもかかわらず、二重にする等過剰品質の提案がなされやすい。上限値を示してもらいたい。</p>	<p>【事例4-①】 『トンネル掘削工法の施工計画(騒音、振動対策に配慮した掘削工法(防音屏を含む)の工夫)』が、結果的にコスト負担の大きな防音壁の設置を促すこととなり、不適切な課題設定であったのではないかと。</p> <p>【事例4-②】 コスト負担を要する防音屏の設置が重要であれば、標準案として予定価格に反映する必要があるのではないかと。</p>

受注者に事務負担軽減のメリットがあること、配置予定技術者の拘束を回避できる可能性を期待できること、発注者側で事例があり実行可能性が高いことと考えられることから、(2)で挙げた一部の地方整備局において実施している入札前に技術提案の採否を通知する事例については、全国的に実施されることが望ましいものと考えられる。

上記(3)で挙げた課題における意見は、建設会社によるものが支配的であり、建設会社が望む取り組みを行った場合に、受注者側の事務負担や費用負担の軽減になる一方で発注者側の事務負担が増大する可能性もあり、円滑な手続きに支障をきたす恐れがあると考えられる。このため、(3)で挙げた意見のような取り組みを実施する場合には、発注者側の事務負担も考慮する必要がある。

上記(4)及び(5)で挙げた課題における意見では、建設業者団体の中で相反する結果となり、同じ属性の中の一方の意見のみを踏まえ改善方策を検討すると他の意見を持つ者に対し支障をきたす恐れが否定できないものと考えられる。このような状況において、改善方策を検討する場合には、さらなる意見集約等の慎重な対応が必要である。

4. 過度な技術提案（オーバースペック）の課題

建設業者に必要以上の提案を助長し、サービス工事を行うような状況を避けるため、発注者は技術提案に係る評価の上限の明示を徹底する必要があり、定量的な評価項目の場合には技術提案の上限値、定性的な評価項目の場合には技術提案の項目数や提案書の枚数の上限等を示すことが提案されている。¹⁾

一方で、建設業者団体からは、上記提案のみでは十分なオーバースペック対策とはならない事例も指摘されているところである。オーバースペックが懸念される事例とこれに対する建設業者団体からの指摘事項と課題を整理したものを表-6に示す。

表-6で整理した課題から、次の3つの課題に類型化できるものと想定される。

(1) 技術提案課題の設定に係る課題

現場条件の変更に伴い影響を受ける（不確実性の高い）事項を技術提案として求めてよいかどうか、課題設定の根拠が明確か、オーバースペックを助長する内容となっていないか等の技術提案課題の設定

に係るものである。表-6における事例1-①、1-③、4-①が該当するものと考えられる。

(2) 標準案と上限値の設定に係る課題

予定価格で上限（値）を履行することが可能か、上限（値）設定の根拠が明確か、標準案が適切に予定価格に反映されているか等の標準案と上限値の設定に係るものである。表-6における事例2-①、2-②、3-①、3-②、4-②が該当するものと考えられる。

(3) 条件変更への措置に係る課題

技術提案を求めたものについての条件変更に伴う変更協議の対象の有無が明確か等の条件変更への措置に係るものである。表-6における事例1-②が該当するものと考えられる。

(4) 考察

上記(1)で挙げた課題のうち、「不確実性の高い事項を技術提案として求めてよいかどうか」については、技術提案した内容を、現場条件の変更に伴って履行できなくなる恐れが高いとの懸念から提起されるものである。技術提案された内容を履行できなくなる状況は、工事の品質を高める観点から好ましいものではないことから、不確実性の高い事項を技術提案として求めることは回避する必要があるものと考えられる。

上記(1)で挙げた課題のうち、「オーバースペックを助長する内容になっていないか」については、特にコスト負担を要するハードの対策を求められる場合に、競争により受注者側のコスト負担が過大になる恐れがあるとの懸念から提起されるものである。サービス工事を行うような状況を回避するため、技術提案にコスト負担を要するハード対策が必要な場合には、そのコストを適切に考慮する必要がある。

上記(2)で挙げた課題のうち、「予定価格で上限（値）を履行することが可能か」については、工事によっては上限（値）を満足する技術提案を行った場合に、受注者側のコスト負担が過大になる恐れがあるとの懸念から提起されたものである。前述と同様にサービス工事を行うような状況を回避するため、技術提案で求める上限（値）を設定するにあたっては、予定価格で履行できるかどうかを検討し、履行が困難あるいは履行できるかどうか不明である場合には、そのコストを適切に考慮する必要がある。

表一七 課題に対し考えられる改善方策

課題	考えられる改善方策
時間がかかりすぎる	対象工事を限定 [※] した上で、施工計画の提案や配置予定技術者のヒアリングを、実績評価で代替する簡易型(実績重視型)の総合評価方式を適用する。 ([※] 簡易型を適用する工事のうち、比較的小規模で、施工計画の工夫の余地が少なく、これまでに施工した同種・類似工事の実績で施工の確実性を十分評価できる工事に限定)
費用負担の軽減 (事務負担が大きい)	技術提案作成の負担の大きな工事を対象に、現状における設計等の成果品の状況を勘案して、競争参加者に工事関連データ [※] を提供する。 [※] 提供情報:地質調査報告書、詳細設計図、数量計算書、構造計算書等のうち、工事内容等を勘案し設定 [※] 提供媒体:紙面での複写又はCDによる電子データ(PDF) [※] 留意事項:個人情報や予定価格の類推を容易とする情報はマスキング処理を実施
配置予定技術者が長時間拘束される 評価結果を具体的に公表(個別通知)して欲しい	技術提案の採否(または評価)の通知を試行する。(ただし、発注者側業務量を勘案しつつ、順次対象工事を拡大する。)

上記(1)～(3)で挙げた課題のうち、「課題設定の根拠が明確か」、「上限(値)設定の根拠が明確か」、「条件変更に伴う変更協議の対象の有無が明確か」については、受注者が技術提案に関する発注者の認識を適切に理解しないと、的確な技術提案ができなくなる恐れが高いとの懸念から提起されるものである。的確な技術提案ができなくなる状況は、工事の品質を高める観点から好ましいものでないことから、技術提案に関する設定の根拠や変更協議の対象の有無等を明らかにし、受発注者間の認識のズレを低減する必要があるものとする。

5. 総合評価方式の改善方策の検討

以上のアンケート及びヒアリングの結果及び考察等をもとに、総合評価方式の目的の一つである品質確保を図りつつ、かつ著しい事務負担が発生しないことに留意しつつ、総合評価方式についての改善方策を検討した。

考えられる改善方策を課題ごとに整理したものを表一七に示す。

(1) 実績を重視した総合評価方式の適用

まず、「時間がかかりすぎる」との課題に対しては、一部の地方整備局の実施事例をもとに、対象工

事を限定した上で、簡易な施工計画を求めない「実績重視型総合評価方式」を適用することが対応として考えられる。

対象工事としては、簡易型を適用する工事のうち、比較的小規模で、施工計画の工夫の余地が少なく、これまでに施工した同種・類似工事の実績で施工の確実性を十分評価できる工事が考えられる。

実施方法としては、工事内容を勘案しつつ、「適用工事」に該当するかどうか確認するとともに、入札公告～申請書・技術資料の提出、申請書・技術資料の提出～入札に係る期間は、それぞれ1週間程度とすることが考えられる。また、評価方法は、加算点[※]上限(30点)の範囲内で、評価項目・配点を設定することが考えられる。(※ 国土交通省直轄工事において総合評価を行う際に算出する技術評価点の内数。技術評価点は標準点(100点)と加算点の和となる。)

(2) 工事関連データの提供、情報交換の場の設置

「費用負担の軽減」及び「事務負担が大きい」との課題に対しては、現状における設計等の成果品の状況を勘案して、競争参加者に以下の要領により工事関連データを提供することが対応として考えられる。

適用する工事としては技術提案作成の負担の大き

な工事（例：WTO対象工事、高度技術提案型）を対象とすることが考えられる。

提供情報は、地質調査報告書、詳細設計図、数量計算書、構造計算書等のうち、工事内容等を勘案し設定することが考えられる。

また、提供媒体は、紙面での複写又はCDによる電子データ（PDF）が考えられる。

なお、実施にあたっては、個人情報や予定価格の類推を容易とする情報はマスキング処理を実施することに留意する必要がある。

(3) 技術提案の評価（採否）の通知

「配置予定技術者が長時間拘束される」及び「評価結果を具体的に公表（個別通知）して欲しい」との課題に対しては、一部の地方整備局の実施事例をもとに、技術提案の採否（または評価）の通知を試行することが対応として考えられる。

適用する工事としては、原則全ての工事が考えられるが、発注者側業務量を勘案しつつ、順次対象工事を拡大することに留意する必要がある。

入札・契約の手続き上の通知する時点は、競争参加資格確認通知時点が考えられる。この際、通知書の中に記載することが考えられる。

通知する内容は、技術提案として出された内容のうち、不採用（実施してはならない）となった事項を通知することが考えられる。また、可能であれば、採用（実施して良い）項目のうち、加点評価したか否かの通知も試行することが考えられる。

6. 過度な技術提案（オーバースペック）への対応策の検討

4. で整理したオーバースペックの課題への対応策としては、4(4)の考察を踏まえると、以下の①～⑤が考えられる。

① 以下に例を示すような改善効果が低い評価項目や、現場条件の変更に伴い影響を受ける（不確実性

の高い）評価項目は、提案課題として設定しない。

〔例〕 ・水素イオン濃度（pH）の範囲の差
・トンネル掘削余掘量

② コスト負担を要するハード対策（例えば、騒音・振動対策としての防音扉の設置等）が必要な場合には、標準案として予定価格に反映する。

③ 求める技術提案に上限（値）を設定する場合、発注者は予定価格の範囲内で技術提案の上限（値）を履行することが可能か判断する。

④ 予定価格の範囲内で技術提案の上限（値）を履行することが困難、または判断できない場合には「見積りを活用する積算方式」や高度技術提案型（または標準型＋見積り活用方式）を適用し、予定価格に反映する。

⑤ 受発注者間の認識の乖離が生じないように、技術提案課題や上限（値）の設定根拠、対象範囲や提案の視点、変更協議の対象の有無等を入札説明書にて分かり易い記載に努める。

7. おわりに

本稿で述べた改善方策も含め、今後も、公共工事における総合評価方式の実施状況をフォローアップし、必要に応じて改善方策を検討してまいりたい。

最後に、アンケート調査、ヒアリング調査及び改善方策の検討等にあたって、東京大学大学院工学系研究科小澤一雅教授をはじめとする学識経験者の皆様にご指導いただいた。ここに記して深く謝意を表します。

【参考文献】

- 1) 堤達也、溝口宏樹、毛利淳二：公共工事における総合評価方式の実施を通じた効果と改善策に関する考察、建設マネジメント研究論文集 Vol. 15、pp. 313-324、2008

Research on improvement strategy of Comprehensive Bidding Evaluation Method with Technical Proposal in public construction

By Takao TSUKAHARA, Toshiharu FUETA, Junji MOURI, Shinji ITO

The questionnaire survey and the interview study concerning Comprehensive Bidding Evaluation Method with Technical Proposal (CBEMTP) were done to both ordering party and engineering contractor for the resolution of the issues of CBEMTP in public construction. The improvement strategy of CBEMTP was examined based on these result of the surveys.

Additionally, the issues of a technical proposal to become a quality that greatly exceeds the specification was extracted, and the countermeasure was examined.